

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、令和八年四月一日付けをもって、令和八年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和八年三月三十一日

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課容器包装・プラスチック資源循環室、経済産業省イノベーション・環境局資源循環課経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）